

公正な競争と独占禁止法遵守宣言

一般社団法人日本自動販売協会は、「公正な競争と独占禁止法」を遵守した事業者団体の活動を行なうことを宣言いたします。

事業者団体の活動にあたっては、公正取引委員会の制定した「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」に則った運営を行います。

事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針(令和2年12月25日改正)

1. 事業者団体の活動に関する独占禁止法の規定の概要。
2. 事業者団体の実際の活動と独占禁止法。
 - ① 価格制限行為。
 - ② 数量制限行為。
 - ③ 顧客,販路等の制限行為。
 - ④ 設備又は技術の制限行為。
 - ⑤ 参入制限行為等。
 - ⑥ 不公正な取引方法。
 - ⑦ 種類,品質,規格等に関する行為。
 - ⑧ 営業の種類,内容,方法等に関する行為。
 - ⑨ 情報活動。
 - ⑩ 経営指導。
 - ⑪ 共同事業。
 - ⑫ 公的規制,行政等に関連する行為。

2023年2月10日

一般社団法人 日本自動販売協会